

## 議案第70号

取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの使用料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	1時間当たりの使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
軽運動室	300円	360円
料理室	220円	280円
工作室	70円	80円
会議室201	200円	260円
研修室	80円	80円
講話室	100円	160円
小会議室	50円	80円
会議室301	200円	260円
集会室	80円	80円
音楽室	100円	160円

備考 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。